

平成25年6月28日

総務大臣
新藤義孝殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一 照

答 申 書

平成25年5月7日付け諮問第3056号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見及びそれらに対する考え方

意 見	考 え 方
<p>意見1 今回の省令改正は柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同。</p> <p>○ 新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供の方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。</p> <p>【西日本電信電話(株)】</p> <p>○ 東日本大震災の被災地における復興エリアや新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供の方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。</p> <p>【東日本電信電話(株)】</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p>
<p>意見2 今回の改正案は、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させる措置と考える。</p> <p>○ 今回の電気通信事業法施行規則の改正案は、基礎的電気通信役務の対象となっている「加入電話に相当する光IP電話」について、新たに類型を追加するものであり、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させるものであると考えます。</p> <p>なお、ブロードバンドの普及促進を図る観点では、NTT東・西のダークファイバの利用条件の更なる改善を図り、NTT東・西と競争事業者との間の公正な競争環境を担保していくことが重要です。</p> <p>【KDDI(株)】</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。</p> <p>○ なお、御指摘のブロードバンドの普及促進を図るための施策については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月情報通信審議会答申)を踏まえ、インフラを設置して事業を展開する事業者の設備競争とインフラを利用して事業を展開する事業者を含めたサービス競争とのバランスをとりながら進められることが適当と考える。</p>
<p>意見3 現行のNTT東西の光IP電話サービスの通話料が距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話に相当する光IP電話の類型として級局区分を導入する合理的理由がない。</p> <p>○ 今回の省令改正案は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東西」という。)殿の加入電話サービスに係る級局区分をそのまま適用するものとなっていますが、そも</p>	<p>考え方3</p> <p>○ 本省令案は、メタルと光の二重投資の回避可能性を高める観点から、役務の提供区域ごとの加入電話の基本料金の額を超えない 0ABJ</p>

<p>そも級局区分は、アナログ電話網の時代に、同一区域内料金で通話できる相手先が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなるという効用料金の考え方にに基づき設定されたものであり、基本料金で回収すべきコストとの乖離が発生する制度であると認識しています。現行の NTT 東西殿の光 IP 電話サービスが距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話相当となる0ABJ番号を用いた光 IP 電話の類型として、級局区分を導入する合理的理由はないと考えます。</p> <p>加えて、光 IP 電話が加入電話に代わりユニバーサルサービスを担っていく可能性を考えると、今後級局区分自体の扱いについても検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>番号の光 IP 電話を基礎的電気通信役務とするものであり、0ABJ 番号の光 IP 電話に局級区分を導入しようとするものではない。</p> <p>もっとも、本省令案に基づく改正の結果、基礎的電気通信役務である加入電話に相当する光 IP 電話の基本料の額が加入電話の局級区分に応じて異なるものとなることも考えられる。しかし、加入電話に相当する光 IP 電話の提供区域では加入電話が提供されないこととなり得ることを踏まえると、加入電話に相当する光 IP 電話の基本料を加入電話と同等の基本料水準とすることは、加入電話の利用者との比較における公平性の確保に資すると考えられる。従って、少なくとも PSTN から IP 網への移行期においては、こうした状態についても一定の合理性を有すると考えられる。</p>
<p>意見4 ユニバーサルサービスの見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において行うべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ まずは、アクセス網における PSTN から光へのマイグレーションやユニバーサルサービス制度の見直しについて、二重投資コストの抑制等の観点から議論を進めることが必要と考えます。</p> <p>光による電話サービスが提供されるエリアが拡大することによる、既存のメタル回線の新規投資抑制や既存のメタル回線の撤去といった二重投資コスト抑制は、国民全体の負担低廉化に直結しますが、前提として既存の競争環境が維持されることが必要と考えます。</p> <p>従って、ユニバーサルサービス制度の見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化委員会において早急に実施して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。</p> <p>○ なお、アクセス回線のメタルから光への移行については、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月情報通信審議会答申。以下「ブロードバンド答申」という。)等において、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けた様々な方策について検討していくことが必要であり、今後 NTT 東西から適時適切に情報提供が行われることが適当であるとされている。マイグレーションの推進、競争環境の維持・促進に関しては、ブロードバンド答申において、電話網からIP網への円滑な移行の在り方及びブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方が示されおり、アクセス網全体のコスト低廉化については、ブロードバンド答申を踏まえ、平成24年11月から本年5月までの間「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」が開催されたところである。また、ブロードバンド答申においては、2012年(平成24年)以降も電話網移行円滑化委員会を存置した上で、将来新たに課題が生じた場合には、適時適切に検討を行うことが適当である、とされている。</p> <p>他方、ユニバーサルサービス制度の在り方については、今後、総務大臣の諮問に応じて情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会を中心に審議されると考えられ、その際、必要に応じて、関係の検討主体の判断により可能な範囲で所要の連携を図る等の対応をとることも考えられる。</p>

<p>意見5 メタル回線と光ファイバの二重投資の回避に当たっては、既設エリアも含めた二重コストの回避及び競争環境への配慮に留意することとし、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、電話網移行円滑化委員会と連携をとって、関係者でオープンな検証・議論を行うほか、NTT東西はアクセス網に係る計画を示すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 今回、電気通信事業法施行規則の一部改正（以下、本改正）については、平成22年12月の情報通信審議会答申等の趣旨を踏まえ、光ファイバの整備にあたり、メタル回線と光ファイバの二重投資を回避することが目的と理解しております。</p> <p>しかしながら、二重投資の回避に当たっては、以下の点についても留意する必要があると考えます。</p> <p>(1) 既設エリアも含めた二重コストの回避</p> <p>NTT東西殿によれば、本改正に伴い提供される「光による電話サービス」については、提供範囲が新興住宅地や東日本大震災の復興エリアといった、新規にアクセス設備を敷設するエリアに限られており、現状、メタル回線と光ファイバの双方が敷設されたエリアでの提供は、計画されていないとのことです。</p> <p>この場合、アクセス設備の既設エリアにおける二重コスト（減価償却費、保守費など）は解消されず、当該コストが接続料の上昇に働くことから、光ファイバを利用するお客様、及びメタル回線を利用するお客様双方の利用者利便性を阻害するものと考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿は既設エリアも含めて二重コストを回避し、コスト効率化が進められるよう、努めるべきと考えます。</p> <p>(2) 競争環境への配慮</p> <p>今後、「光による電話サービス」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカップ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き取りが進み、NTTの独占回帰が強まることを懸念します。</p> <p>従って、今回NTT東西殿が、「光による電話サービス」にてユニバーサルサービスを提供することで競争上優位にならないように、例えば、接続事業者のサービス展開の無いエリア（コロケーションの無い局舎）から「光による電話サービス」への移行を進め、接続事業者のサービス展開エリアについては、スケジュールや代替サービスの提供に関して、コア網のマイグレーションにおける「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」のように、論点ごとに事業者間で十分な議論を行って進めることが必要と考えます。</p> <p>上記の二重投資に係る課題については、NTT東西殿に対して、ユニバーサルサービスの提供</p>	<p>○ 「既設エリアも含めた二重コストの回避」の御意見については、本省令案においては、基礎的電気通信役務としての光 IP 電話の提供区域について、新設エリアと既設エリアとを区別していないことから、本省令改正により、ユニバーサルサービス制度としては、エリアの区別なくメタル回線と光ファイバの二重投資の回避に資する環境が整備されるものとする。</p> <p>○ その他の頂いた御意見については、本省令案に直接関係するものではないが、参考の御意見として承る。</p> <p>○ なお、アクセス回線のメタルから光への移行が行われる場合の考え方については、考え方4のとおり。</p>

にあたり一定の経営効率化が求められている趣旨も踏まえ、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者でオープンな検証・議論を行う必要があると考えます。なお、検討を進める上で、今後のアクセス網の展望が必要不可欠であることから、NTT東西殿はアクセス網に係る計画を示すべきと考えます。

また、議論にあたっては、移行スケジュールや代替サービスといった移行期特有の課題も密接に関係することが想定されるため、「電話網移行円滑化委員会」とも連携をとることが必要と考えます。

【イー・アクセス(株)】